

## 「受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱」

### （趣 旨）

第1条 この要綱は、「千葉県水道事業給水条例」第17条第2項に規定する受水槽に接続する装置（以下「受水槽以下装置」という。）に量水器を設置する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### （定 義）

第2条 この要綱において受水槽以下装置とは、千葉県水道事業から供給を受ける水のみを水源とするもので、住宅への給水を目的として受水槽から設けられた給水施設をいう。

### （設置及び申請）

第3条 千葉県企業局長（以下「局長」という。）が必要かつ適当と認めるときは、受水槽以下装置に乾式接線流羽根車式量水器（以下「直読式量水器」という。）を設置することができる。

ただし、申請者が希望し、局長が必要かつ適当と認めるときに限り、5階以上の建物で、1棟5戸以上の集団住宅には記憶装置付湿式接線流羽根車式量水器（以下「隔測量水器」という。）を設置することができるものとする。

2 前項の場合において量水器の設置をしようとするものは、局長に申請するものとする。

### （量水器）

第4条 受水槽以下装置に設置する量水器は、局長が型式採用したものでなければならない。

### （建物の構造等）

第5条 受水槽以下装置に量水器の設置を希望する者は、設置に便利のように建物の構造等を考慮しておかなければならない。

### （量水器の寄付等）

第6条 受水槽以下装置へ設置する量水器は、申請者の負担とし、局長は点検等の必要のため、当該量水器の寄付を受けるものとする。

### **(施工者)**

第7条 隔測量水器装置の設置、撤去及び修理については、必要に応じ千葉県企業局の指導により量水器製造者が施工することができる。

### **(検査)**

第8条 受水槽以下装置への量水器設置工事が完成した場合は、別に定める「給水装置工事検査要綱」に基づいて検査を受けなければならない。

### **(維持管理)**

第9条 受水槽以下装置に隔測量水器を設置した所有者は、工事完成後、別に定める「受水槽以下装置の維持管理契約書」又は「受水槽以下装置の維持管理に関する協定書」に基づき適正に管理するものとする。

- 2 受水槽以下装置の使用人は、当該装置の維持管理を適正に行うものとする。
- 3 検定期限満了による量水器の取替え及び完成検査終了後、2か年を経過した後の量水器の修理については、局長が行うものとする。

ただし、受水槽以下装置の所有者又は使用者の責任に係るものについては、この限りでない。

- 4 検定期限満了をもって、隔測量水器（記憶装置及び端子ボックスまでのコードを含む。）を直読式量水器へ取替える場合は局長の負担とし、申請者の要望により隔測量水器の設置を継続する場合には、隔測量水器と直読式量水器の量水器を含む取替費用の差額を申請者は負担するものとする。

### **(使用水量)**

第10条 受水槽以下装置の使用水量は、各戸に設置した量水器の指針をもって使用水量とする。

### **(所有者及び使用者の変更)**

第11条 受水槽以下装置の所有者及び使用者が名義を変更しようとするときは、局長に届け出るとともに、第9条及び第10条を新所有者又は新使用者に熟知させ、義務の引継ぎをするものとする。

### **(給水契約)**

第12条 給水契約は、「千葉県水道事業給水条例」及び「千葉県水道事業給水条例施行規程」の定めるところによる。

### **(雑 則)**

第13条 この要綱の実施にあたっての細目等については、「受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱の実施細目」、「受水槽以下装置に設置する量水器の設置基準」の「直読式量水器装置の設置基準」及び「隔測量水器装置の設置基準」に定めるところによる。

### **附 則**

(施行月日)

1 この要綱は、昭和54年3月1日から施行する。

(廃 止)

2 受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱（昭和47年7月1日適用。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行日前に、旧要綱によって施行されたものについては、なお従前の例による。

### **附 則**

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

### **附 則**

この要綱は、昭和61年9月5日から施行する。

### **附 則**

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

### **附 則**

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、第6条2項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。